

桑名市保育士等確保支援事業

桑名市保育士等修学資金 貸付制度の手引き

令和7年7月

桑名市子ども未来部 幼保支援課

I 制度の内容

1 目的

この制度は、指定保育士養成施設（児童福祉法第18条の6に規定する施設で幼稚園教諭免許が取得可能であるものを含む。）に修学する方及び幼稚園教諭養成課程を有する大学、短期大学等（通信制によるものを除く）に修学する方のうち、将来、桑名市内の保育所等で保育士並びに幼稚園教諭として業務に従事する意思のある方に修学資金を貸し付けることにより、修学を支援し、市内における保育士等の人材確保を図ることを目的としています。

なお、上記の養成施設等を卒業した後1年以内に市内の認可保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設・幼稚園に常勤の保育士等として雇用され、かつ、継続して保育士等として従事（私立認可保育施設等への就労促進策として、私立は3年従事、他は5年従事とします。休業期間を除く。）すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

2 実施主体

実施主体は、桑名市とします。

3 貸付対象・条件等

(1) 貸付対象

以下の全ての条件に該当する方が対象です。

- ・養成施設等において修学する方
- ・養成施設等を卒業後、市内の認可保育所等において保育士等として勤務する意思がある方
- ・保育士等の養成を目的とする他の貸付等を受けていない方

※日本学生支援機構の奨学金制度や生活福祉資金制度、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度については併用可能です

※所得制限はありません

※住所の市内・市外は問いません

(2) 貸付金額

月額5万5千円（1人につき132万円を限度とします。）

(3) 貸付利子

貸付利子は、無利子です。ただし、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、遅延した日の時点の民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率で計算をした延滞利子の支払い義務が生じます。

(4) 貸付期間

養成施設等に在学する期間のうち、2年間を限度とします。

災害、疾病等のやむを得ない事由により、正規の修学期間後においても修学することとなったときは、正規の修学期間後の修学期間を貸付期間とします。ただし、貸付限度

額の１３２万円に達した時点で貸付期間は満了となります。

(5) 連帯保証人

貸付を受けるには連帯保証人１名が必要です。

連帯保証人は、成年で独立の生計を営む方とします。ただし、修学資金の貸付を受けようとする方が未成年者の場合には、法定代理人※とします。

※ 法定代理人：法定代理人とは、親権者（親権者となるべき者がいない場合には未成年後見人）をいいます。

また、修学資金の貸付を受けようとする方の配偶者は連帯保証人にはなることはできません。

連帯保証人は、貸付を受ける者に誓約を誠実に履行させるとともに、万一、貸付を受ける方が返還の債務を履行しない場合は、その極度額の範囲内で債務を負担することが求められます。

4 貸付の申請・決定

(1) 募集について

毎年度、期間と定員を定め申請募集を行います。（貸付は予算の範囲内で行いますので、定員を上回る場合は抽選とし、貸付できない場合があります。）

(2) 貸付の申込み

貸付を希望する方は、連帯保証人１人を立て、必要書類を添えて市長に申請しなければなりません。

申込期間内に、桑名市役所（幼保支援課）へ下記のことを提出の上、申込みしてください。

- ・桑名市保育士等修学資金貸付事業申請書（様式第１号）
- ・桑名市保育士等修学資金貸付事業（推薦書）（様式第２号）
- ・連帯保証人の印鑑証明書
- ・市外住所の場合本人の住民用の写し

(3) 貸付の審査・決定

申請書類を受理後、申込内容の審査を行い、貸付の可否を判断し、桑名市保育士等修学資金貸付可否決定通知書（様式第３号）により通知します。（決定においては、桑名市民の申請を市外の方の申請より優先いたします。募集定員を上回る申込となった場合は、抽選とします）

5 資金の交付

貸付資金は、４～９月分、１０～３月分を年２回、指定口座に振り込みます。

貸付の決定を受けた方（以下「借受人」という。）には、桑名市保育士等修学資金貸付請求書（様式第４号）及び桑名市保育士等修学資金借用書（様式第５号）を提出いただきます。

6 貸付の停止

借受人が、次のいずれかの事由に該当したときは、それぞれの期間分の修学資金の貸付を停止します。

(1) 休学したとき

休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間

(2) 停学処分を受けたとき

停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの期間

7 貸付の解除

借受人が次のいずれかの事由に該当したときは、貸付を解除します。この場合には、当該事由の生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付を行いません。（桑名市保育士等修学資金貸付停止・解除通知書（様式第8号）にて通知をします。）

①借受人が貸付期間中に桑名市保育士等修学資金停止・解除申請書（様式第9号）により申し出たとき

②貸付対象の条件を満たさなくなったとき

③心身の故障のため養成施設を卒業する見込みがなくなったと市長が認めるとき

④借受人が死亡したとき（相続人提出）

⑤その他市長が特に必要があると認めるとき

8 返還

借受人が次のいずれかの事由に該当するときは、返還計画を提出し、事由の生じた日の属する月の翌月から起算して6ヵ月の据置期間を経過後、5年を限度とした期間内に月賦（最長：月額22,000円×60回払い）または一括のいずれか希望する方法により、借り受けた修学資金を金融機関の窓口から納付（返還）しなければなりません。

①修学資金の貸付が解除されたとき

②養成施設等を卒業した翌月から起算して1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき
（②の場合、卒業した翌月から1年間の猶予申請の提出は不要）

③桑名市保育士等修学資金貸付事業実施要綱第12条に規定する業務に従事しなかったとき

④桑名市保育士等修学資金貸付事業実施要綱第12条に規定する業務に従事する意思がなくなったとき

9 返還の猶予

次に該当するときは、当該事由が継続する間、修学資金の返還を猶予することができます。この場合、猶予申請を行い、猶予決定を受ける必要があります。

①養成施設等を卒業後、直ちに市内の保育施設等に就業し、保育に従事しているとき

②貸付を解除された後も引き続き養成施設等に在学しているとき

③災害、疾病等のやむを得ない事由により返還が著しく困難になったと市長が認めるとき
（産前産後休業・育児休業はやむを得ない事由に含まれます。その場合、休業していた期間は保育士等として従事した期間には算入されません。）

10 返還の免除

借受人が次のいずれかの事由に該当するときは、修学資金の返還を免除することができます。

- ①死亡又は障害により返還ができなくなったときは、返還の額の全部または一部
- ②長期間所在不明により返還を請求することが困難となり、返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の額の全部または一部
- ③養成施設等を卒業後1年以内に保育士として登録の後、市内の保育施設等に常勤の保育士等として雇用され、私立認可保育施設、私立幼稚園（認定こども園の幼稚園部分を含む。）においては3年間、他は5年間常勤保育士として従事（休業期間は除く。）したときは、返還の額の全部（借受人による返還免除申請が必要です。返還免除決定後に免除となります。）

なお、猶予期間中に市内の別の保育施設等に常勤の保育士等として転職した場合、元の保育施設等を退職した日の属する月の翌月末までに次の保育施設等に就職することで、継続して勤務しているものとみなします。

- ④③の業務に2年以上従事したときは、返還の額の一部（保育士等として従事した期間によって返還金額は異なります。）

※一部免除の場合の計算式は下記のとおりです。

免除金額＝借入金額×〔勤務した月数／36ヶ月（3年）又は60ヶ月（5年）〕

11 届出の義務（申請等の内容に関する変更）

借受人が次のいずれかに該当するときは、市長に変更を届け出なければなりません。

- ①氏名、住所、連絡先、修学状況、就労状況、その他連帯保証人の状況等を変更したとき（保育士等養成施設を休学・復学するとき、停学の処分を受けた・当該処分が解かれたとき、勤務している保育所等を退職・変更するとき、当該保育所を休職・復職するとき、または連帯保証人を変更するときなど）
- ②修学資金を必要としなくなったとき（進路の変更をしたときなど）
- ③心身の故障等のため卒業する見込みがなくなったとき
- ④修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき

12 届出の義務（借受人の死亡）

借受人が死亡したときは、相続人（相続人がいない場合にあっては、監護する者）は、市長に届け出なければなりません。

13 報告の義務

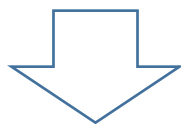
修学資金の貸付期間中及び、修学資金の返還または返還の免除が決定するまでの毎年度末において、3月31日時点の状況および過去1年間の状況を市長に報告しなければなりません。（桑名市保育士等修学資金貸付事業現況報告書（様式第7号）を送付しますので、期日までに市に報告をしてください。）

申請から交付までの手続きの流れ

① 貸付の申請（４月～６月）

募集期間内に申請書類の提出

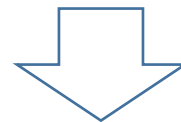
提出書類	備考
（様式第１号） 桑名市保育士等修学資金貸付事業申請書	（申請者→市） 市外住所のとき住民票の写し 連帯保証人の印鑑証明書
（様式第２号） 桑名市保育士等修学資金貸付事業（推薦書）	（申請者→市） 指定保育士養成施設等の推薦



② 選考（７月以降）

桑名市役所 幼保支援課において、選考

通知書類	備考
（様式第３号） 桑名市保育士等修学資金貸付可否決定通知書	（市→申請者）



資金貸付（毎年４月分～）

借受人へ修学資金の貸付

提出書類	備考
（様式第４号） 桑名市保育士等修学資金貸付請求書	（申請者→市） ４～９月分、１０～３月分 年２回請求書の提出
（様式第５号） 桑名市保育士等修学資金借用書	（申請者→市）：初回のみ 請求書と同時に提出
（様式第６号） 桑名市保育士等修学資金借受人変更届出書	（申請者→市） 変更事項のある場合に報告
（様式第７号） 桑名市保育士等修学資金貸付事業現況報告書	（申請者→市） ３月３１日時点の現況を報告

修学資金貸付制度 Q & A

▶申請・貸付について

- Q 1 4年過程の保育士養成施設に通っています。4年生は申請できますか？
- A 1 申請できます。その場合は1年間の貸付（上限66万円）となります。
- Q 2 4年過程の保育士養成施設に通います。2年間の貸付額（132万円）を4年間に分けて貸付してもらうことはできますか？
- A 2 貸付は最大2年間となりますので、4年間に分けることはできません。
- Q 3 養成施設を休学した場合はどうなりますか？
- A 3 休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の期間は貸付をしません。また、この期間の修学資金が既に貸付されているときは、その修学資金は復学した日の属する月の翌月以降の分として貸付けられたものとします。
- Q 4 併用できる他の貸付はありますか？
- A 4 日本学生支援機構の奨学金制度や生活福祉資金制度、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度については併用可能です。これらの奨学金等を受けている場合、学費以上の貸付はできない為、学費から奨学金を差し引いた残額に対して桑名市修学資金貸付制度から貸付を行います。

▶返還について

- Q 5 養成施設を卒業後、私立認可保育施設で1年半勤務して退職しました。貸付金は全額返還となりますか？
- A 5 就労期間が2年未満の場合は全額返還となります。
- Q 6 養成施設を退学した場合貸付金は全額返還となりますか？
- A 6 全額返還となります。

▶猶予について

- Q 7 4年過程の保育士養成施設の1年生の時に申請をして貸付を受けています。2年間の貸付が終わっても在学している場合、どうなりますか？
- A 7 在学の間は返還猶予申請をすることで、返還を猶予することができます。
- Q 8 養成施設等在学中に留年した場合はどうなりますか？
- A 8 留年になっても、養成施設等に在学している期間は在学中と同様に返還猶予申請をすることで返還を猶予することができます。
- Q 9 保育士として就労中、産前産後休業・育児休業の取得、または心身の故障等で休職した場合はどうなりますか？
- A 9 返還猶予の申請をすることで、返還を猶予することができます。猶予の申請には休業の事由を証明する書類の添付（母子手帳、就労先の休業証明、医師の診断書等）が必要となります。なお、休業していた期間は保育士として従事した期間に算入されません。

▶免除について

- Q 10 現在返還猶予期間で市内の保育施設で勤務しています。別の市内保育施設に転職したい

と思っていますが、貸付金の返還免除を受けるには、同一施設で継続して勤務する必要がありますか？また、転職しても良い場合、免除のための就労期間はどのようになりますか？

A10 元の保育施設等を退職した日の属する月の翌月末までに次の保育施設等に常勤保育士として就職した場合は、継続して勤務しているものとみなします。

このとき、勤務を開始した日から3年間経過した日の翌日時点で

- ・私立認可保育施設等にて勤務している場合は合算して3年間
- ・その他の保育施設等にて勤務している場合は合算して5年間

継続して勤務することで返還が免除されます。

また、勤務を開始した日からちょうど3年間経過したタイミングで退職し、その翌月月末までに次の保育施設等に常勤保育士として就職した場合で、3年間経過した日の翌日時点でどこにも在籍していないときは、次の保育施設等で勤務しているものとみなして判断されます。

例1) 公立保育所で令和7年4月1日から令和10年3月31日まで3年間勤務の後退職し、令和10年4月30日に私立認可保育所に就職した場合

→最初に勤務を開始した日から3年間経過した日の翌日(令和10年4月1日)時点で既に公立保育所を退職しているため、同時点で私立認可保育施設等にて勤務しているとみなし、合算して3年間(令和10年3月31日まで)継続して勤務することで返還が免除されます。したがって、令和10年4月30日に私立認可保育所に就職した時点で返還免除となります。

例2) 私立認可保育施設で令和5年3月15日から令和7年3月14日まで2年間勤務の後退職し、令和7年4月1日に公立保育所に就職した場合

→最初に勤務を開始した日から3年間経過した日の翌日(令和8年3月15日)時点で公立保育所にて勤務していれば、合算して5年間(令和10年3月14日まで)継続して勤務することで返還が免除されます。

Q11 132万円借り受けました。2年間勤務して退職した場合はいくら免除されますか？

A11 借入金額、全額免除のための就労月数、実際に勤務した月数によって計算されます。

私立認可保育施設、私立幼稚園(認定こども園の幼稚園部分を含む。)の場合は、

$$132万 \times (24ヶ月 / 36ヶ月) = 88万円$$

上記以外の保育施設等の場合は、

$$132万 \times (24ヶ月 / 60ヶ月) = 52.8万円 \quad \text{が免除されます。}$$